



子ども達にとって、待ちに待った積雪。立ヶ入スキー場では
小学校の授業が行われ、児童の元気な歓声が響いていました。

広報 よいた

2000. 2月号 No. 404

CONTENTS <目次>

すませて安心！正しい申告	2・3
みんなの声	4・5
お知らせ	6・7
年金・介護保険情報	9
フォト・トピックス	10・11
よいた この人	12
生涯学習コーナー	13
くらしのカレンダー	14

風間 喜代次
(山沢)
探拓地 山沢地内

●与板町 拓遊会●

長谷川 陽子
(下丁)
探拓地 脇野町小学校前



MY HOBBI



悠久信濃川

山田 義明 (水道町)

広報
クイズ

さあ！あなたもチャレンジ

次の問題の答えを
はがきに書いてお送りください。
抽選で5名の方に図書券を差し上げます。

〈問題1〉 もうすぐ確定申告が始まりますが、申告期間は、2月16日から3月何日まででしょうか。

〈問題2〉 交通事故などにあった時、最高120万円までの見舞金が支払われる交通災害共済。さて、その年会費は1人いくら？

①400円 ②500円 ③600円

〈問題3〉 平成12年の町内委員長さんが決まりましたが、当与板町は全部で何町内あるでしょうか。(よ～く数えてね)

応募方法：はがきに答えと住所(町内名で可)、氏名、年齢をご記入の上、
次の宛先へお送りください。なお、広報へのご意見、ご要望なども書き添えていただければ幸いです。

応募先：〒940-2492 (役場専用) 与板町役場 総務課「広報クイズ」係
締め切り：2月25日 (当日消印有効)

(当選者の発表は、図書券の発送をもって代えさせていただきます)

山崎ほのかさん
(長丁)

父 敏夫さん
母 由賀さん



こんにちは、ほのかです。
私が生まれた時、ほのぼのとした顔
をしていたことから『ほのか』とつ
きました。

しかし、1歳で歩けるようになって
からはとてもうれしいようで、踊っ
たり歌ったり、一人でモゴモゴと話
しながら、せわしなく動きまわって
います。

見かけたら、ほーちゃんと声をかけ
てね！

寒開けそして立春を過ぎ、暦の上では春を迎ました。先月前半は「本当に1月なの？」と疑いたくなるような、雪のない暖かな日が続きましたが、後半からは大寒そのものとなりました。雪のない暖かな日が続いた方が多かったのではないかでしょうか。▼現在インフルエンザが流行の兆しを見せていました。以前もこのコーナーで風邪の予防のことを書きましたが、インフルエンザについても、人混みを避ける、疲れや睡眠不足に気を付ける、バランスよく栄養をとるなどしながら、しっかりと予防したいのです。▼

ところで今月号の「みんなの声」では、省エネをテーマにしてみました。不況の時代にテレビでも僕約家を取り上げた番組を見かけるようになりました。そこまで徹底して取り組んでいかないと、本当の省エネは進まないのも知れません。皆さんも今月の省エネ月間をきっかけに、僕約・節約といったことを考えてみてはいかがでしょうか。

書で引くと「浪费は罪悪だ」という見地に立つて「云々と書いてありました。そこまで徹底して取り組んでいかないと、本当の省エネは進まないのも知れません。皆さんも今月の省エネ月間をきっかけに、僕約・節約といつたことを考えてみてはいかがでしょうか。

すませて安心! 正しい申告

申告期間は 2/16 ~ 3/15まで

所得税と町・県民税の申告時期が間近となつてきました。町では次のページ下の表のとおり申告相談を行いますのでご利用ください。なお、申告相談をスムーズに行うため、できるだけ対象地区の会場で申告相談を行つてください。また、申告に必要な書類等はあらかじめ整理しておきましょう。

申告書用紙や手引き等は、役場町民課に用意してありますのでお気軽に立寄りください。

- 申告をしなければならない人
- 〔所得税の申告〕事業をしている場合や不動産収入がある場合および、土地や建物を売った場合などで、平成11年中の所得金額が控除額より多い人
- 給与所得者で給与所得以外に20万円を超える所得がある人給与収入額が2,000万円を超える人、また、2カ所以上

- 上から給与を受けている人
- 平成11年中途で退職して年末調整を受けていない人
- 所得税額のある人で、医療費控除や住宅借入金等特別控除などで還付を受ける人
- 〔町・県民税の申告〕町に住んでいる人で、平成11年中に所得のあった人
- 平成11年中に退職し、平成12年1月1日現在就職していない人

- 申告に必要なもの
- 印鑑および筆記用具
- ・給料・年金などの源泉徴収票
- ・所得の算出に必要な書類(収支がわかる書類)
- ・税務署から届いた申告書など

*所得税の確定申告をされる人は除きます。

*給与所得のみの人で、勤務先等から給与等の支払報告書が提出されている人は申告の必要はありません。

申告書の記載は
ご自分の力で

所得税、町・県民税は、ご自分の所得に対して課税されるものですから、できるだけ自分で作成しましょう。

合は、住所・氏名・扶養者の氏名・生年月日など記載できる箇所はあらかじめ記載しておくと納税相談もスムーズにいきます。

平成11年中に本人または生計を一にする家族のために支払った医療費の総額から、保険金などを補てんされる金額と10万円または総所得額の5%のいずれか少ない方の金額を差し引いた額が控除額になります。

*社会保険・国民健康保険や生命保険等から支給を受ける給付金(高額療養費を含む)があつた場合は、その金額を調べておいてください。

確定申告

申告書
自分で書いて
お早めに

申告と納税は、正しく、お早めに。

所得税・事業税・住民税
3/15(水)まで

消費税・地方消費税
(個人事業者)
3/31(金)まで

控除の種類		控除額	
(1) 基礎控除		38万円	
(2) 配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38万円	
	老人控除対象配偶者	48万円	
	同居特別障害者である控除対象配偶者	73万円	
	老人控除対象配偶者	83万円	
(3) 扶養控除	一般の扶養親族	38万円	
	特定扶養親族	63万円	
	年少扶養親族	48万円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等	58万円	
	同居特別障害者である扶養親族	一般の扶養親族	73万円
	特定期扶養親族	98万円	
	年少扶養親族	83万円	
	同居老親等以外の老人扶養親族	83万円	
	同居老親等	93万円	
(4) 障害者控除	一般の障害者	27万円	
	特別障害者	40万円	
(5) 老年者控除	一般の寡婦	27万円	
(6) 寡婦控除	特別の寡婦	35万円	
(7) 寡夫控除	27万円		
(8) 勤労学生控除	27万円		

平成11年分申告相談日程		
期日	会場	参集範囲
2月22日(火)	岩越集落開発センター	馬越・岩方
23日(水)	公民館(本与板分館)	本与板
24日(木)	公民館(本与板分館)	本与板(塩之入・滝谷・当之浦)
25日(金)	楳原農村センター	楳原
28日(月)	山沢開発センター	山沢
29日(火)	公民館(黒川分館)	中田・南中・吉津
3月1日(水)	公民館(黒川分館)	広野・鳶都
2日(木)	役場(第3会議室)	倉谷・柳之町・堤下・横町
3日(金)	役場(第3会議室)	蔵小路・上町・安永・船戸
6日(月)	役場(第3会議室)	中町・堂前中島町・水道町
7日(火)	役場(第3会議室)	城山・江西2・3・4丁目
8日(水)	役場(第3会議室)	南新町・中川岸・北新町・下横丁
9日(木)	役場(第3会議室)	五軒町・稻荷町・原
10日(金)	役場(第3会議室)	馬場丁・泉丁・長丁・下丁・下与板
13日(月)	役場(第3会議室)	各地域で申告できなかった人
14日(火)		
15日(水)		

*受付時間は、いずれの申告日も午前9時から午後3時までです。

得した場合

- ・取得した家屋の敷地である土地を取得した場合(平成11年1月1日以後にその家屋を居住の用に供した場合適用)
- ・住宅の増改築に要した費用額が100万円を超えて、増改築後の床面積が50m²以上である場合
- ・平成10年12月31日以前に居住された場合は、床面積要件、控除額および既存住宅の要件が異なります。
- *土地の取得については、取得状況により一定の要件があります。

*取得した住宅に6ヶ月以内に居住し、住宅の1/2以上が専ら居住用として使用されている場合に限ります。

- ・住宅の増改築に要した費用額が100万円を超えて、増改築後の床面積が50m²以上である場合
- ・平成11年1月1日以後にその家屋を居住の用に供した場合適用)
- ・住宅の増改築に要した費用額が100万円を超えて、増改築後の床面積が50m²以上である場合
- ・借入金の年末残高証明書工事証明書
- ・家屋の登記簿謄本または抄約書の写し
- ・住民票
- ・土地の適用がある場合は、土地の登記簿謄本または抄本、売買契約書または分譲契約書の写し

*家屋が共有で借入金の年末残高が共有者それぞれある場合(連帯債務等)には、書類は各人分必要となります。(原本は1部でその他は写しで可)

- ・印鑑および筆記用具
- ・給料・年金などの源泉徴収票
- ・所得の算出に必要な書類(収支がわかる書類)
- ・税務署から届いた申告書など

*取得した住宅に6ヶ月以内に居住し、住宅の1/2以上が専ら居住用として使用されている場合に限ります。

- ・印鑑および筆記用具
- ・給料・年金などの源泉徴収票
- ・所得の算出に必要な書類(収支がわかる書類)
- ・税務署から届いた申告書など

- 申告についてのご相談は**
- ▶町・県民税▶▶▶▶▶……与板町役場町民課・税務係へ(☎ 72-3100)
- ▶所得税・消費税▶▶▶……長岡税務署へ(☎ 35-2070)

暮らしのワンポイント

子どもの誤飲②

化粧品・洗剤の場合

好奇心が強く、目についたものを何でも口に入れてしまう幼児の誤飲事故が多発しています。

誤飲事故の中でも特に気をつけなければならないのが、化粧品や洗剤を飲んでしまった場合です。化粧品や洗剤には多くの化学物質が含まれていて中毒を起こしやすく、的確に応急処置を行わないなど大変なことになります。

子どもの様子がおかしいことに気づいたら、何をいつ飲んだのか、容器の残量などを見てどのくらいの量を飲んだのかをチェックし、それから「吐かせるか、吐かせないか」を判断します。

化粧水やオーデコロン、香水、整髪剤などの化粧品の場合なら、水を飲ませてから口を開けさせ、舌の奥を指で押さえるようにして吐かせ、その後すぐに病院へ。

日焼け止め剤は、吐かせずに牛乳を飲ませます。口紅、クリーム、乳液、ベビーオイルは、少量であれば心配はありませんが、大量に飲み込んでしまった場合は「中毒110番」(下段参照)か最寄りの救急病院に電話をかけ、指示をあおぎましょう。

洗剤は毒性が強く、命にかかる危険があります。漂白剤、トイレ用洗剤、排水パイプ用洗剤、カビ取り剤など、強い酸性やアルカリ性のものは、吐かせることで再びのどや食道を痛めてしまうので、絶対に吐かせてはいけません。すぐに救急車を呼ぶか、病院に駆けつけましょう。子どもの意識がない場合も同様です。

食器用洗剤、洗濯用合成洗剤、クレンザー、石けん、シャンプー、リンスは、水を飲ませてから吐かせ、病院へ。いずれの場合も、残っている薬品や容器、吐かせた時は吐しゃ物と一緒に保存して医師に見せ、適切な処置を受けることをお勧めします。

財 日本中毒情報センター 中毒110番
大阪: ☎ (ダイヤルQ2) 0990-50-2499
(24時間対応)
つくば: ☎ (ダイヤルQ2) 0990-52-9899
(9~17時)



5 — H12.2月号

「ふだん何気なく考えていること」「わたしは、これを声を大にして言いたい」「誰かに聞いてもらいたい」「……広報よいたでは、そんなあなたの声を募集しています。

みんなの

VOICE

●今月のテーマ●

「我が家省エネ対策」

2月は省エネルギー月間です。環境にやさしい生活が見直されている中で、限りある資源を有効に使うことが求められています。

今月号では、4人の方から日頃実践しているちょっとした省エネの工夫や、環境問題に対するご意見などをお聞きしました。

省エネで
こんな効果も…



土肥万喜子さん
(倉谷)

我が家では、皆で実践している事が2つあります。どれもとっても簡単です。なーんだと思わないで聞いて下さい。とにかく、使わない電気はこまめに消す事! いつも声をかけているので、ついうつかりも、必ず誰かが気付いて消してくれます。

もう1つ、夕食後は全員リビングへ集合! 子供達も、何かと個室へこもりたがる年頃になつてきましたが、我が家は例外でしょうか? それでも親としては、いつもこもつても良い様にと心の準備だけはしているのですが……いらぬ心配の様です。とにかく、宿題・マンガ・ミフランがコンピューターにより管理

環境問題について



石黒勝久さん
(横町)

先日の2000年問題、皆さんはどういう感じられたでしょうか? 大事に至らず、良かつたとは思います。只、時間が経過してゆくにつれて、人々の記憶からうまれていく事は、恐い事だと思います。今、私達の生活は、電気・ガス・水道がなければ成立しません。また、そのライフラインがコンピューターにより管理

イッチを切るようにしています。限り有る資源ですので、これからも家族皆で協力して、無駄遣いをせず大切に使っていきたいと思っています。

3月号のテーマ

「卒業」

弥生3月は卒業式のシーズンです。友人と別れる悲しさと、将来への希望が入り混じる複雑な心境になる季節ではないでしょうか。また、学生さん以外でも今やっていることを卒業して、新しい何かに取り組みたいと考えている人もいるのでは…。

そこで来月号では、卒業を迎えての心境や、〇〇を卒業しました(したい)など「卒業」に関するご意見を募集します。

投稿される方へ

投稿は、郵便(手紙・はがき)、電話・FAXなどいずれの方法でもかまいません。郵送の場合は、住所、氏名、電話番号をお書きください。お寄せいただいた方全員に粗品を進呈いたします。

【連絡・送付先】

〒940-2492 (役場専用)
与板町役場 総務課広報係
☎ 72-3100 内線211
FAX 72-3331
*締め切りは2月20日まで

されています。確かに世の中、進化したもので。しかし、本当にこの状態を進化と呼んでいいのでしょうか? 何十億年もの地球の歴史が、この50年間で急速に先が見えなくなつてきているように感じます。生活は便利になつてますが、それと引きかえに、あまりに多くのものを私達は失つてしまつたのでは

ないか? 人と人とのつながりさえも……と、考えてしまいます。個々人ができる事は、小さい事だと思います。ただ一人一人ができる事を、真剣に取り組んでいかなければ、その意識を子供達に伝えていかなければならないと思います。

「省エネ」雑感



岩本均さん
(藏小路)

私の知っている中学校の先生で、おもしろい主張をされている方がいます。「傘は最低3千円、自転車は最低3万円にすべきである。」現在の学校での傘や自転車への扱いがあまりに粗末なため、このような主張をされているようです。

「環境破壊・限りある資源・地球温暖化」等々、省エネの必要性はいろいろと語られています。でも、こういう理論的な面だけで、一般の人は省エネの必要性を本当に感じるんでしょうか? 必要性は感じるにしても、本当に行動を起こすのでしょうか?

「省エネ=美德」には限界があります。傘が3千円になれば、修理しようと思

い、深く反省しています。一つ目は、使わない部屋の電気を必ず消すようにしている事です。特にテレビのつけっぱなしは、我が家では絶対にしてはいけない事なのです。でもたまにしている事があるので、気が付いた人が消すようになっています。さらに、部屋の温度は二十度位にし、温かくなつたら、こまめに暖房器具のス

ニゲームなどを持つて集まっています。TVも見ないで話しこむ事も多くなつた様に思います。こんな風に、寝る時まで一部屋で時間を過ごします。省エネがかつてくれているのです。TVを見れば、首をかしげたくなる様な事ばかり。回りを見れば、こんな身近でも……と目を疑いたくなる世の中。大ら得られるこんな効果もありますヨ。

ます。電気料が倍になれば、いやでも省エネは進みます。

実際に行動を起こさなければ、「省エネ」は意味がありません。一般の人があれど、いつまでも「省エネ」は、単なるかけ声に終わってしまうと思います。

我が家の省エネ対策



田中京子さん
(堂前中島町)

